

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	片 山	一 歩
同	明 石	直 樹

令和 3 年度監査委員監査結果報告の提出について

(都市交通局における出資団体の監理事務)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

都市交通局における出資団体の監理事務に対する当該監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づく財務監査
地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

第 3 監査の対象

1 対象団体

都市交通局における出資団体の監理事務

- ・ 主に直近事業年度及び進行事業年度を対象とした。

2 対象所属

都市交通局

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1) 出資団体に対する都市交通局の指導監督が適切でないリスク	ア 都市交通局が出資団体に対して指導監督を行う仕組みがあるか。また、その仕組みは適切かつ十分に機能しているか。	指摘事項1
	イ 都市交通局は必要に応じて出資団体に対する補助金等を含めた財政的支援を見直しているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は次のとおりである。

1 中期計画及び年度計画の作成について改善を求めたもの

都市交通局は、本市の出資団体である大阪市高速電気軌道株式会社及び大阪シティバス株式会社（以下「両法人」という。）の監理事務を所掌している。

本市では、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成25年条例第10号）に基づき、本市の行政目的及び施策を効果的かつ効率的に実施するために、本市が果たすべき役割を補完し、又は代替する活動を行う法人であって、本市が資本金、基金その他これらに準ずるものを出資し、若しくは出えんし、又は財政的関与若しくは人的関与を行うことにより、その運営に多大な影響を及ぼしているものを、外郭団体に位置付けている。両法人は、民営化プラン等に基づく事業等を着実に実施させることを目的として外郭団体に位置付けられている。

また、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱（以下「要綱」という。）では、本市の行政目的又は施策の達成のための外郭団体の監理に関して、次の趣旨のことが規定されている。

【中期計画】（第13条）

- ・ 所管所属長は、所管する外郭団体に対し、本市と協議して、中期目標に基づき当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成するよう求める。
- ・ 所管所属長は、協議を受けた場合において、これに同意したときは、速やかに、当該中期計画を公表するとともに、その内容を総務局長に報告する。

- ・ 総務局長は、その中期計画の内容を大阪市外郭団体評価委員会^(注)（以下「評価委員会」という。）に報告する。

(注) 外郭団体に関する改革並びに外郭団体の監理及び運営に関する重要事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務を担当する市長の附属機関

【年度計画】（第14条）

- ・ 所管所属長は、所管する外郭団体に対し、毎事業年度、遅くとも当該各事業年度開始後1月を経過する日までに、中期計画に基づき、当該事業年度の事業経営に関する計画（以下「年度計画」という。）を作成し、本市に提出するよう求める。
- ・ 所管所属長は、年度計画の提出を受けたときは、速やかに年度計画を公表し、その内容を総務局長に報告する。

しかし、今回の監査において、都市交通局長が、両法人に対して、要綱に基づく中期計画及び年度計画を作成させているかを確認したところ、次のとおりとなっていた。

- ・ 都市交通局長は、両法人が作成した中期計画の内容を、令和2年8月31日付けで総務局長に報告した。
- ・ 総務局長が令和2年9月18日に、評価委員会に上記内容につき報告したところ、評価委員会から本市の中期目標に示された内容及び目標がほぼそのまま記載されているのみで、当該目標を具体的にどのように達成していくのかについての具体的な事業経営の内容及び各事業年度の目標が盛り込まれておらず、要綱の趣旨にのっとったものとは認められないので、遅くとも令和3年3月までに、当該趣旨にのっとった中期計画を作成するよう両法人に求めるべきであるとの意見が付された。
- ・ しかし、監査時点において未だに要綱の趣旨にのっとった中期計画が作成されていなかった。
- ・ また、評価委員会より令和3年9月1日に「中期計画の策定に今なお時間を要するのであれば、年度計画を先行して策定することも視野に入れるべきである。」との答申を受け、都市交通局長は令和3年9月22日に両法人に対して、令和3年11月末を目途に年度計画を策定するよう求めているが、監査時点において未だに作成されていなかった。

これらは、両法人が他の民間事業者と同様に鉄道事業あるいはバス事業を運営する株式会社であり、本市の他の外郭団体のように所管所属の事務事業の補完的役割を果たしているわけではないことから、要綱に基づく外郭団体の監理が困難な状況にあることが原因である。

また、都市交通局長によれば、新型コロナウイルス感染症拡大の収束時期が不明な状態が続いている中、業績に与える影響を予測することが非常に困難というやむを得ない不安定要因があることにより、両法人において営業利益等の目標が設定できない状況にあるとのことである。

現状では、両法人に関して、中期目標の期間における各事業年度の事業経営について、定められた手続に基づいて適切にPDCAサイクルを回していると対外的に説明することが困難となるリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

〔指摘事項１〕

都市交通局は、要綱の趣旨及び評価委員会からの答申等に基づいて、両法人に年度計画及びその前提となる中期計画を策定するよう強く求め、早期の策定につなげられたい。なお、両法人の性格上、要綱に基づく監理が困難である場合、要綱における両法人の外郭団体としての位置付けについて改めて検討し、その検討結果に応じて出資団体の適切な監理に必要な措置を講じられたい。

第７ その他

なし